

政策研究大学院大学「地域政策プログラム」及び「知財プログラム」

外部評価報告書

2009年6月30日

はじめに

政策研究大学院大学では、各教育プログラムの実施について、外部の研究者・専門家を委嘱して、外部評価を行ってきている。これまで、「International Development Studies Program」、「開発政策プログラム」、「Transition Economy Program」が対象とされてきたが、今回は、「地域政策プログラム」と「知財プログラム」が外部評価の対象とされた。

このため、政策研究大学院大学学長により、以下の4名が評価委員として委嘱され、第三者の立場から、「地域政策プログラム」及び「知財プログラム」に関する教育活動とその成果を評価することとなった。

大森 彌 (座長)	内閣府独立行政法人評価委員会委員長
片山 善博	慶應義塾大学法学部教授
金本 良嗣	東京大学公共政策大学院院長
林 紘一郎	情報セキュリティ大学院大学学長

評価委員は、あらかじめ送付された関係資料を読んだ上で、3回にわたり会合を開き、学長、プログラム・ディレクター等から、大学全般、各プログラムの活動状況について、資料をもとに説明を受け、質疑応答を行った。

第1回会合 平成20年12月16日

第2回会合 平成21年 1月 8日

第3回会合 平成21年 3月 6日

(評価の基本的な視点)

政策研究大学院大学は、主に、現職公務員等の職業を持つ社会人を対象に、公共政策にかかる優秀な人材の養成を目的に教育を行っているが、「地域政策プログラム」も「知財プログラム」もそうした一環で設立され、運営されているものである。そのため、評価に当たっては、当該プログラムの実績に関し、社会的な要請への対応、教育活動の水準・成果、社会への貢献などに着目することとした。

(評価の結果)

評価委員会としての評価結果を、プログラムごとに、I【地域政策プログラムについて】、II【知財プログラムについて】としてまとめた。内容は、両プログラムが行ってきた教育活動のこれまでの成果を評価するだけでなく、今後さらに検討してほしい点などについても積極的に提言をしている。

この評価結果については、両プログラム担当者だけでなく、大学全体でのしかるべき機関において、組織的・継続的に検討を行い、教育の着実な改善・充実に役立てていただくことを期待している。

## I 【地域政策プログラムについて】

### 1. 総括的評価

地域政策プログラムは、「地方自治体にあつて、地方分権の時代にふさわしい、豊かな政策構想力と優れた行政運営能力を併せ持った人材で、将来の地方自治体の中枢部門を担うことが期待される人材の養成を目的とする」としている。この目的に即し、必修の「地方行政論」及び「地方財政論」を始め、「自治体改革論」及び「地域経営論」などで「コア科目群」を形成し、さらに選択必修科目として、経済学的手法・数理統計的手法などを身に付けさせる「分析ツール科目群」、さらには、特定の専門分野にかかる各種の実務的専門科目などから、カリキュラムを編成している。1年修学年限での4学期制により極めてインテンシブな教育を実施している。入学者のほぼ全員が毎年修士号を取得して卒業し、所属地方自治体の総務・企画部門を中心に重要なポストの職場で活躍していることは、概ね、プログラムの目的に即した教育が実施され、その成果が達成されているものと認められる。毎年度、ほぼ30名程度の学生が継続的に全国から確保されていることは、派遣元の地方自治体の評価が満足すべきものであることを示すもので、このプログラムの成果が関係者から評価されていると判断される。

ただし、他の大学院においても同種の教育プログラムが多く運営されるようになっていることもあり、本プログラムとして、独自の特徴を鮮明に打ち出して、他との差別化を図ることが求められていると思われる。地域政策全般を対象にするということから、このプログラムとして養成を目指すべき人材像の提示には難しい面があろうが、独自の特徴を打ち出す必要がある。また、既に学内に設置された「まちづくりプログラム」、「知財プログラム」、「文化政策プログラム」及び「教育政策プログラム」といった地域ガバナンスにかかわる教育プログラムとの融合なども含めた連携や新たな役割の分担について検討する必要がある。

以下、内容ごとの評価あるいは改善・検討すべきと考えられる事項などを記す。

### 2. 趣旨・目的

(本プログラム教育の有効性)

○ 本プログラムは、政策研究大学院大学創設時からのものであるが、前身の埼玉大学大学院政策科学研究科の地方行政コースから数えると実に30年の歴史を持つものである。その間、多くの変革・改善があったものと思うが、基本的な性格は大きくは変わっていない。この間、地方自治制度の改正、地方自治体自体の変容など、このプログラムを取り巻く環境は激変している。現段階での本プログラムの使命、目標を改めて再構成すべきではないか。このプログラムでの教育により学生はどのような効果が得られるのかが必ずしも明瞭ではないのではないか。今後、地方自治体の自己決定権は増し、政策立案及び行政運営のための能力が重要になってくるが、本プログラムでの1年の学習がそれとどう接合するのかをより一層明確化する必要があるのではないか。地域政策分野においては、競合大学が多くなっており、それらとの比較優位は何か、本プログラムの特色、メリットは何かを明確に打ち出すべきではないか。

### 3. 教育内容・方法

○ 高度なジェネラリスト養成には、様々な分野の知識、理論、思考方法及び分析手法について学びつつ、現実の政策課題を解決するため、あるいは地方自治体という組織を効果的・効率的に動かしていくために、それら知識等を必要に応じて活用していく高度な構想能力・統合能力が必要とされる。そのため、カリキュラムの編成に当たっては、地方自治・地方行政関係の科目をコアとしつつも、政治・行政学、経済学及び数理科学等各学問分野の科目に加えて、実務的専門知識にかかる科目を設置している。

しかし、そのため、選択できる科目が非常に多く、必修と選択が標準化されていない。実際には、必修に加え、ほとんどの学生が選択し事実上必修に近い科目があり、これらがコア科目群を構成しているという実態があるとはいえ、今後は、ある程度の標準化を図り、これだけはプログラムの所属学生全員が履修しているといった形で、教育の品質保証を高めるようにする必要があるのではないかと。

#### (論文作成)

○ 修業年限が1年ということで、修士論文ではなくポリシー・プロポーザルの作成を課している。テーマは主に現実課題の何らかの解決を目指すものが多く、しかも、比較的実証的な分析手法を重視したものが多くが特徴的である。研究指導は、企画演習、分析演習及び政策課題研究を通年各学期に配することで、当初からの組織的な指導を継続させるようにしている。また、ペーパーの質をコントロールするために、ペーパー作成の各段階に応じて、年4回の学生による発表会を行ない、指導教員以外の様々な分野の教員、学生達からの質疑を受けることとしている。こうした指導上の努力もあり、ポリシー・プロポーザルは概ね修士の水準を確保しているとみなすことができる。

○ しかし、実務家養成を主眼とする教育プログラムであることを考えると、今後は、いっそう政策現場で実際に役に立つ研究にすため、オリジナリティにあまりこだわることなく、実務上の有用性を重要視することも一つの方向ではないかと。

○ また、ポリシー・プロポーザルと言った場合でも、政策課題の現状をそのバックグラウンドをも含めて実証的に分析することが必要になることから、問題を徹底的に分析・解明することを第一に考えて指導すべきではないかと。

○ ポリシー・プロポーザルの指導は学生ごとに担当教員一人が行う形をとっているが、プログラムの専任教員数に比して学生が多いこともあり、教員の負担が人によって過剰になっているのではないかと。また、論文などは、実際には学生の資質などに左右されることもあり、現実のポリシー・プロポーザルには水準にムラがあることも見られる。教員スタッフの拡充のほかに、グループでの共同研究なども考えられて良いのではないかと。

○ こうした論文形式のものとは別に、知事や上司などに、1枚もので課題説明、政策提言できる能力を養うために、エグゼクティブサマリーを書く訓練を課すようにしたらどうか。

○ ポリシー・プロポーザルについては、毎年度、学生全員の概要集を作成し、関係の地方自治体や過去の修了生などに配布している。「比較地方自治研究センター」には、概要集とともに原本をも配置し閲覧できるようにしている。また、地方自治体関係者や地域政策プログラムの学生に対し、研究成果発表会も毎年5月に開催している。このような形で研究成果の公表を行っていることは評価できるが、HPへの掲載等さらに工夫を図っていくべきである

う。

#### (学生間の交流)

○ 学生は、すべて地方自治体派遣の現職行政職員となっているが、教育効果を高めるためには、一般に、学生の多様性の確保が重要である。このため、このプログラムにあっては、特に、学習の目的やバックグラウンドを異にする他プログラムの学生とどう交流させるかが課題になる。GRIPSでは、一般に、授業科目は全学的に公開されており、異なるプログラムに所属する学生と一緒に授業で学習することになってはいるが、授業科目の受講以外にも、他のプログラムの多様な学生と協働で学習したり、交流したりする機会を積極的に用意する必要がある。

○ 2009年10月から、YLP (Young Leaders Program) の地方行政コース (School of Local Governance) が始まることになっている。これは、アジアを中心とした諸外国での地方自治・地方行政の将来を担う人材を育成しようというものである。すべて英語で教育するプログラムであるが、その内容は地方自治・地方行政に関するものであり、地域政策プログラムの学生との交流はもちろん、共同授業や共同研究も視野に入れた連携を検討していくことが求められる。

#### (自治大学校等との連携)

○ 自治大学校との連携は、本学の正規の学生が、自治大学校研修生の身分をも併せ持ち、両方の授業を受けられるというスキームであり、主に、両機関とも学生確保や教育内容の魅力向上の観点から進めている事業である。意欲的な試みとして評価できるが、そのことにより双方の独自の良さが一層発揮されるように、運営のあり方について工夫をこらすことを期待したい。

#### (今後の発展方向)

○ 地方自治体は、膨大な個人情報保有していることもあり、情報セキュリティの確保の問題はますます重要になっている。今後、本プログラムでも、他の情報系の専門的な大学院と連携するなどして、情報セキュリティ関係の教育領域を拡大することも考えていいのではないか。

### 3. 学生確保

○ 本プログラムでは、これまで、ほとんど都道府県・政令指定都市から学生を受け入れてきた。最近になって、一部中核市などからの受入れもあるが、これからの地方自治においては、都道府県ではなく市町村が主役となっていく。今後、学生募集の対象を、政令市、中核市及び特例市に限定せず、広く一般の市にも広げるべきではないか。

### 4. 教員配置・指導体制

○ 修業年限が1年なので、いかに早くテーマを見つけて、水準に達するポリシー・プロポーザルをどうやって書かせるかが重要になるが、それだけ指導教員が学生に関わらざるを得ないことになる。現実には、指導教員の熱意・関心により相当な差が出ているし、学生に

よってかなり無理をせざるを得ない教員も出ている。また、現在は、客員教員等外部教員に頼っている部分も多く、指導教員の確保に多くの努力を要するようになっている。

学生数を現在程度に維持するのであれば、今後、教員スタッフを増やす必要があると思われる。その場合、ポリシー・プロポーザルの作成指導ということ考えると、特に、実務家の非常勤教員を増加させたり、大学での科学研究を政策実務に結びつけることができる者を受け入れることが必要であろう。

#### (運営体制)

○ プログラムの運営に当たっては、ディレクターに加えてサブ・ディレクター1名を置くとともに、10名程度から成る地域政策プログラム・コミッティーを設け、定期に開催しプログラムとしての意思決定を行っている。年間5回程度の会合と適宜のメールでの連絡調整ということだが、学生数からすれば概ね適切と言えよう。

#### (学生による評価システム)

○ すべての授業科目について学期ごとに受講学生により全学的な評価アンケートが行われているが、それに加えて、地域政策プログラムにおいては、年度末に一度、プログラム全体の評価が記述方式で実施されている。それによると、学生の満足度は極めて高くなっている。また、改善を求める意見についても、科目の開設などについては次年度に対応するなど改善に役立っていると言える。

#### (比較地方自治研究センター)

○ 比較地方自治研究センターは、他にはないユニークなセンターである。特に、自治関係用語の日英対照表の作成など、地方自治に関する共通言語化の仕事の必要性・有用性は極めて高く、このセンターの活動は、今後も、充実発展させていくべきである。さらに、このセンターでの調査研究の成果が、地域政策プログラムの教育にも生かされること、また、学生がセンターの調査研究活動にも関わっていくことが期待される。

## II 【知財プログラムについて】

### 1. 総括的評価

○ 知財プログラムは、知的財産立国の速やかな実現という社会的要請を受けて、「知財政策・戦略の企画立案、実行と評価を適切な専門的知見により解析することができる知財エキスパートの育成を目的として」、平成 16 年度に創設されている。

本プログラムでは、養成しようとする人材像をより具体的に明確に設定した上で、「法と経済学」の考えを基本理念に、総合的、学際的な新たな独自のカリキュラムを構想・実現している。法学、経済学、科学技術の各分野の科目を総合的・体系的に編制し、それを担当するにふさわしい研究者、実務家など多様な教育スタッフを集め、活発な教育活動を展開している。国、地方自治体、企業などから潜在的能力の高い学生を毎年継続的に確保し、密度の高い組織的な指導により、人材養成目標に即した効果的な教育が行われている。

学生に対する論文指導にあつては、法学系・経済学系の専任教員を主査・副査に充てるほか、関連分野の専任、客員などの教員を加えた複数教員による指導体制が採られている。この体制のもと、短期間に集中して行われる個別指導及び学生・教員全員による合同ゼミ指導により、学生への指導が総合的でかつ極めてインテンシブに行われているものと認められる。また、本プログラムは、東京大学先端科学技術研究センター、成蹊大学法科大学院、高崎経済大学と連携し単位互換、共同セミナーなどを行っているが、このことも多様な科目履修に資するものと認められる。同様に産官学の多彩な研究者・実務家など外部講師によるオムニバス授業、ハイテク企業・知財高裁・海外での実地研修実施も特徴の一つとなっている。

学生は予め、修士論文を学術研究誌に投稿することが原則的に義務づけられていることもあり、毎年度、多くの論文が専門的な査読誌に投稿され、掲載もされてきている。こうしたことは、特に 1 年制の課程としては稀なケースで、教育成果の高さを端的に示すものとして注目される。また、修了生は職場に復帰して、それぞれ知財関連業務に関わる部署を中心に配属されており、教育成果が派遣元で評価され、人材として活かされているものと見られる。そのことは、修了生とともに、学生の派遣元にも行われる評価アンケートの結果からも十分伺われる。

こうしたことから、日本ではやや立ち後れていた感のある知財政策分野においては、本プログラムが、ナショナルセンター的な拠点になり始めていると見ることができる。将来的には、地方自治体の政策としては、知財を中核にしつつも、さらに、ベンチャーとか知的産業など広い産業政策を対象とすることも考えられるのではないかと。

以下、内容ごとの評価あるいは改善・検討すべきと考えられる事項などを記す。

### 2. 趣旨・目的

○ 知財人材の養成という緊要な社会の要請に応えることを目的に設置されたプログラムとして、養成をめざす人材像を、中央省庁で知財政策等を担当する「政策立案エキスパート」、地方公共団体や企業で知財の政策や関連実務を担当する「知的クラスター形成マネージャー」、中央省庁や国際機関で国際的な知財制度の枠組みづくりを担当する「国際地域開発エキスパート」とより具体的に設定しているが、現在の知財政策の状況からして、的確な人材設定と

認められる。

○ この人材養成の実現のため、「法と経済学」をベースにした独自の教育を実施している。教育に当たっては、多様な授業科目を体系的に編制するとともに、養成人材にふさわしい履修モデルを提示するなど、授業科目の履修、研究指導において様々な工夫を施し、指導の実効性を確保していると認められる。

○ 将来的には、地方自治体の政策の必要を考えると、知財を中核にしつつも、さらに、ベンチャーとか知的産業など広い産業を対象とすることも考えられるのではないかと。

### 3. 教育内容・方法

○ 「法と経済学」の考えを基本理念に、法学、経済学、科学技術の各分野の科目を総合的・体系的に編制し、独自の総合的、学際的な新たなカリキュラムを構想・実現している。「法と経済学」の扱う対象が非常に幅広いため、履修に当たっては、学生のバックグラウンドや派遣元に戻った際に携わる業務等を勘案して、緻密な指導を行っている。法学系、経済学系でどちらかに重点を置いた履修が効果的と考え、修士号に政策法学、公共経済学が取得できるようにカリキュラム編成、履修上の工夫をしているが、広い知見を求める者には公共政策の修士号も取得できるようにしている。このような教育指導上の緻密な配慮は、教育効果を確かにするものとして評価できる。

○ わが国の法学界ではマイナーな存在にとどまっている「法と経済学」に真正面から取り組み、これをベースに授業科目や論文指導を行なっていることは、特筆すべきことである。法学は、中央・地方を問わず官僚の行動規範の中心を成しているが、これまでは経済的側面に触れることなく、法学独自の解釈で運用がなされてきた。しかし、経済合理性のない法が長期にわたって運用できるはずもなく、法が合理的である背景には、経済合理性が潜んでいることの方が通例である。そのような意味では、アメリカで普遍的となった「法と経済学」の手法をいち早く教育に取り入れた、本プログラムの着眼は高く評価されよう。

しかし、「法と経済学」が法解釈や法政策の万能薬でないことにも、留意が必要かと思われる。したがって、経済学的手法を用いた「法と経済学」的分析だけでなく、法解釈学的手法をも活用してこれまで以上に解釈学的に詰めた分析を行った修士論文が増えていくことも、今後期待される。

### 4. 指導体制

○ 本プログラムでは、専門を異にした複数の教員による集団指導体制が採られているが、教員間のコミュニケーションの充実と実際の指導における相互のチェック・補完が行われることで、クオリティ・コントロールがきちんとできるという大きなメリットがある。さらに、集団での指導により、問題のある学生を見つけやすいということ、行き詰った場合の研究テーマの変更がしやすいことなど、リスク分散ができるという利点もある。指導に時間がかかるなどのデメリットはあるが、実践的に活躍できる人材を養成する方法として望ましいやり方と評価される。

○ 論文指導は本格的には秋学期（10月）から開始されるが、翌2月までは週1回のペースでの個別指導のほか、学生と教員全員参加による合同ゼミさらに定期的論文発表会（中間、最終）の開催などにより行われるなど、極めてインテンシブな指導がなされており、教育効

果を高めるやり方として評価される。

○ 学生の論文作成についてのインセンティブを高める意味合いからも、全学での研究科長表彰のほかに、プログラム独自に、特に優秀な成績の学生に対して、最優秀論文賞・優秀論文賞を選定しているのは、論文の質の向上の面でも有益なことと見られる。

○ 毎年度、多くの論文が専門的な査読誌に投稿され、掲載もされてきている。こうしたことは、特に1年制の課程としては稀なケースで、教育成果の高さを端的に示すものとして注目される。論文については、概要・講評も含めプログラムのホームページで公開され、さらに概要集が印刷・配布されるなど、その公開には十分な意が用いられていると認められる。今後、外国への情報発信のためにも、英文によるサマリーの作成を検討すべきではないか。

## 5. 学生

○ 学生は、中央省庁、地方自治体、民間からと、人材目標に即してバランスの取れた構成になっている。また、1年制の課程のためかなりハードな修学が強いられることと思われるが、それをこなす学生の意欲と努力は高く評価される。

○ 地方活性化のシーズの一つが知財であり、潜在的ポテンシャルをもつ地方の試験研究機関には優秀な人材もかなりいることから、地方の知財政策を推進するために、これまで以上に、地方自治体の試験研究機関からの学生受入を拡充すべきである。

○ 国立大学には知財に関して認識を持った職員がほとんどいないため、地元の企業と国立大学でいいものを作っても、他企業に特許を取得される例も見られるところである。国立大学の職員を学生として受け入れることについて検討する必要がある。

## 6. 運営体制

○ プログラムの運営を行うプログラム委員会は、ディレクターを中心に関係8名の教員により構成され、月2回程度開催され、授業科目の追加などカリキュラムの見直し・改善などを行ってきている。また、年間、定期に3度、学生からの匿名アンケートをもとに、委員全員による意見交換会が催され、学生の評価・要望に添ったプログラムの改善に努めている。こうしたことから、概ね適切なプログラム運営が行われていると認められる。

○ 学生による評価アンケートについては、毎年度、学期ごとに授業科目とプログラム全体に関して実施すると同時に、課程修了後に、修了生と派遣元との上司に対してアンケートを行っているのは意欲的な試みと評価される。いずれにおいても高い評価を得ているのは、プログラムとしての教育成果が関係者から評価されていることの一つの証左と認められる。

○ 実務家養成を念頭においているため、現在までのところ、博士課程まではあまり想定されてこなかったが、かつて博士課程に進学した者も少ないながらもいることもあり、今後は、博士課程の設置についても検討してみてもどうか。